

定期報告制度の調査・検査内容の見直し（告示：令和7年7月1日施行）に伴う本市の対応について

定期報告制度の調査・検査内容に関する告示が改正され、令和7年7月1日から、定期報告制度の調査・検査内容が見直されます。

（制度の見直しの詳細は、国土交通省のホームページをご参照ください。）

▶ 告示改正に伴う本市の対応

・国の定期報告制度見直しに伴う手続きの煩雑化、所有者等の負担軽減を図るため、定期報告における調査項目に係る市の細則※1を改正します。（令和7年7月1日施行）

- ① 国の告示改正により、建築物から建築設備へ移動した調査・検査項目について、引き続き、建築物の定期報告で調査・検査することとします。
- ② 常時閉鎖式防火扉について、引き続き建築物の定期報告で調査・検査することとします。

▶ 国の告示改正がありましたが、本市では、従来通りの調査・検査ができるように市の細則を見直しております。

国の告示改正に伴い、定期報告の検査項目様式も改正されております。各年度毎の定期報告におきましては、市が細則を改正し、市の様式を定めておりますので、市が指定する様式で検査をお願いいたします。様式は、本市のホームページをご参照ください。

※1 宇都宮市建築基準法施行細則

Q&A

Q：今回の見直しで、新たに調査・報告が必要となるものはありますか？

A：これまで通りの調査・報告ができるよう市の細則を改正しましたので、新たに調査・報告していただくものではありません。

Q：換気設備、排煙設備、可動式防煙壁、非常用の照明装置は「建築物」の定期報告で調査しなくても差し支えないですか？

A：市の細則で、これまで通り「建築物」の定期報告で調査報告をしていただくことになっておりますので、「建築物」の定期報告で調査・報告をお願いいたします。

Q：国の改正通り常時閉鎖式防火扉について、「防火設備」定期報告で報告できますか？

A：常時閉鎖式防火扉の調査・検査結果は、市の細則で「建築物」の定期報告で調査報告していただくことになっております。

問合せ先

宇都宮市 都市整備部 建築指導課 指導グループ（市役所11階）

TEL：028-632-2574

FAX：028-632-5421